

議案第100号

山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月2日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例
山陽小野田市組織条例（平成22年山陽小野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総合政策部」を「総合政策部
文化・スポーツ振興部」に改める。

第2条中

「(9) 債権の調査及び徴収に関すること。

(10) 地籍調査に関すること。

(11) 消防に関すること。

(12) 他の部の所管に属さないこと。」を

「(9) 債権の調査及び徴収に関すること。

(10) 消防に関すること。

(11) 他の部の所管に属さないこと。」に、

「(12) 小型自動車競走事業に関すること。」を

「(12) 小型自動車競走事業に関すること。

文化・スポーツ振興部

(1) 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。

(2) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。」

に、

「(2) 秘書に関すること。

(3) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

(4) 文化に関する事（文化財の保護に関する事を除く。）。

(5) 総合教育会議に関する事。

(6) 市立大学の設立に関する事。

」

を

「 (2) 秘書に関する事。

(3) 総合教育会議に関する事。

(4) 市立大学に関する事。 」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山陽小野田市組織条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。</p> <p>総務部 <u>総合政策部</u> <u>文化・スポーツ振興部</u> 市民生活部 健康福祉部 建設部 監理室 成長戦略室</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議会及び行政一般に関すること。 (2) 文書及び法制に関すること。 (3) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (4) 広報に関すること。 	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。</p> <p>総務部 <u>総合政策部</u> 市民生活部 健康福祉部 建設部 監理室 成長戦略室</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議会及び行政一般に関すること。 (2) 文書及び法制に関すること。 (3) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (4) 広報に関すること。

- (5) 防災及び危機管理に関すること。
- (6) 組織及び職員定数に関すること。
- (7) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (8) 税の賦課徴収に関すること。
- (9) 債権の調査及び徴収に関すること。

(10) 消防に関すること。

(11) 他の部の所管に属さないこと。

総合政策部

- (1) 総合計画及び新市建設計画に関すること。
- (2) 重要政策の立案及び調整に関すること。
- (3) 事務管理に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 行政改革の推進に関すること。
- (6) 合併に係る調整事項に関すること。
- (7) 予算その他財務に関すること。
- (8) 公有財産の管理に関すること。
- (9) 用地取得に関すること。
- (10) 情報処理及び情報化に関すること。
- (11) 統計調査に関すること。
- (12) 小型自動車競走事業に関すること。

文化・スポーツ振興部

- (1) 文化に関すること(文化財の保護に関するものを除

- (5) 防災及び危機管理に関すること。
- (6) 組織及び職員定数に関すること。
- (7) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (8) 税の賦課徴収に関すること。
- (9) 債権の調査及び徴収に関すること。

(10) 地籍調査に関すること。

(11) 消防に関すること。

(12) 他の部の所管に属さないこと。

総合政策部

- (1) 総合計画及び新市建設計画に関すること。
- (2) 重要政策の立案及び調整に関すること。
- (3) 事務管理に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 行政改革の推進に関すること。
- (6) 合併に係る調整事項に関すること。
- (7) 予算その他財務に関すること。
- (8) 公有財産の管理に関すること。
- (9) 用地取得に関すること。
- (10) 情報処理及び情報化に関すること。
- (11) 統計調査に関すること。
- (12) 小型自動車競走事業に関すること。

く。)

(2) スポーツに関すること(学校における体育に関する
ことを除く。)

市民生活部

(略)

健康福祉部

(略)

産業振興部

(略)

建設部

(略)

監理室

(略)

成長戦略室

(1) 特命事項に関すること。

(2) 秘書に関すること。

(3) 総合教育会議に関すること。

(4) 市立大学に関すること。

市民生活部

(略)

健康福祉部

(略)

産業振興部

(略)

建設部

(略)

監理室

(略)

成長戦略室

(1) 特命事項に関すること。

(2) 秘書に関すること。

(3) スポーツに関すること(学校における体育に関する
ことを除く。)

(4) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除
く。)

(5) 総合教育会議に関すること。

(6) 市立大学の設立に関すること。